

仙台市道路事業方針（中間案）に対する意見の概要と本市の考え方

○意見の概要と本市の考え方

※文中に記載のあるページ番号は中間案のページ番号です。

（１）道路事業のこれまでの取り組みに関する意見（１件）

No	意見の概要	本市の考え方
1	第2章の「これまでの主な取り組み」に具体的な事例を挙げることで、分かりやすくなると思う。	「これまでの主な取り組み」(P. 4～P. 5)では、現事業方針に基づき進めてきた様々な取り組みのうち、主なものを記載しております。具体的な事例については、第5章の「主要施策」(P. 16～P. 37)に記載するなど、分かりやすい内容になるよう努めております。

（２）本市の道路をとりまく状況と変化に関する意見（２件）

No	意見の概要	本市の考え方
2	将来的な少子化による人口減少と高齢化社会の拡大における社会環境の変化も付加すべき視点である。	ご指摘の点は、令和3年3月に策定された「仙台市基本計画」において考慮されており、仙台市基本計画を上位計画とする本事業方針もこうした社会環境の変化を踏まえ、「施策 1-①生活道路の整備推進」(P. 16～P. 20)や「施策 1-②道路のバリアフリー化」(P. 21)などを進めていくこととしております。
3	コロナ禍による新しい生活様式における社会環境の変化も付加すべき視点である。	コロナ禍においては、物流交通の重要性が改めて認識されたことなどから(P. 12)、「施策 2-①広域的な道路ネットワークの整備」(P. 24)に取り組んでいくこととしております。

（３）基本方針1 安全で安心な暮らしを支えるみちづくりに関する意見（６件）

No	意見の概要	本市の考え方
4	施策 1-① 生活道路の整備推進(P. 16)の中で「生活道路」の定義として、生活道路＝住宅地内の車道のみで構成されている道路などとなっているが、生活道路とは生活者が通るための道であって車が通るための道ではない。車道である道路に歩行者のためのスペースを作っておくという発想はやめてほしい。	生活道路では、歩行者の安全性の確保が重要であると認識しております。生活道路の例示として「住宅地内の車道のみで構成される道路など」と記載していましたが、より分かりやすい表現となるよう、いただいたご意見を参考に修正いたします(P. 16)。

5	<p>上野山小学校通学路で交通量の多い幹線道路の抜け道に“歩道の新設”“横断歩道の白線表示”を要望する。近所には「地域密着型特別養護老人ホーム」「小規模多機能型居宅介護施設」があり、天気の良い日は付添い人と一緒に車いす等で買い物、散歩をしている。</p>	<p>本事業方針は、道路事業の基本的な方針を定めるものでございます。なお、地域の主要な生活道路における課題に対しては、安全性や緊急性等を踏まえ、歩行者や自転車、自動車の利用状況に応じた対策を講じていくこととしております（P.16～P.20）。</p>
6	<p>自転車の交通規則が厳しくなっているが、自転車が走行しにくい所がまだまだある。また、既に整備している自転車走行ゾーンの歩行者の通行にも目を光らせてほしい。いくらルールに従って走行しても、歩行者からも自動車からも煙たがれるのはいかがなものかと思う。</p>	<p>令和3年3月に策定された「仙台市自転車の安全な利活用推進計画」に基づき、引き続き自転車通行空間の整備を進めてまいります（P.20）。また、「仙台市交通安全計画」に基づき、道路利用者へのルール遵守・マナー向上の周知・啓発を図ってまいります。</p>
7	<p>重要な課題として歩道の段差改善・解消の記載をお願いしたい。高齢化社会により、歩道の歩行者及び車いす（人力・電気）利用者が増加するなか、現状の歩道の段差では危険性が高い。特に歩道部と直工する横道との段差、個人宅前の急な勾配の歩道は車いすでは危険である。是非社会実験などをして指針を作成し、改善してほしい。</p>	<p>歩道の段差改善等については、全ての人々が安全で快適に移動できるよう、道路のバリアフリー化を進めていくこととしております（P.21）。いただいたご意見を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化の内容を修正いたします（P.21）。</p>
8	<p>施策1-③道路の維持管理（P.22）の中で、市民協働施策として「道路不具合通報システムの運用」を開始したとある。民間のシステム利用料の年間の支払い額ほどのくらいか。また、GPSを利用した位置情報は正確なのだろうか。平成30年から開始したというのなら、これまでの実績と評価を示してほしい。</p>	<p>道路不具合通報システムについては、平成29年12月から令和2年12月まで（試行期間含む）に約1,400件の通報が寄せられており、休日夜間を含め時間を問わず通報できることに加え、通報の際に写真を添えていただくことで、より円滑な対応につながるなど、市民の皆様の安全・安心を確保する上で効果的なツールの一つとなっているものと考えております。</p>

9	<p>都心に近い住宅地で樹齢豊かな桜並木やケヤキ等の高い樹高と電線の干渉問題、おそらく近隣住民のクレームなどで情報公開もせずに突然伐採をすることや、街路樹として意味のないような丸坊主な剪定結果を見ると心からがっかりする。取り返しのつかない稚拙な対応は絶対に止めてほしい。除去したりする場合は時間をかけて情報公開して長期的な視野で対応願いたい。</p>	<p>策定中の「仙台市みどりの基本計画」に基づき、街路樹の管理状態を踏まえ、地域との調整を十分に図りながら、適正な整備・維持管理を行うとともに、街路樹が持つ多様な機能を有効活用することで、更なる都市の魅力向上を図ってまいります。</p>
---	---	--

(4) 基本方針2 魅力的で活力のある都市を支えるみちづくりに関する意見 (3件)

No	意見の概要	本市の考え方
10	<p>都市計画道路宮沢根白石線（南鍛冶町工区、舟丁工区）、南小泉茂庭線（宮沢橋工区）が開通しても、南小泉茂庭線（若林区役所南側～宮沢橋）が整備されなければ、東からのアクセスが不便である。早期の整備を望む。</p>	<p>本事業方針は、道路事業の基本的な方針を定めるものでございます。なお、都市計画道路については、交流・物流などの都市活動や災害時における救命救助や物資輸送などの活動を支えていくため、骨格幹線道路網の形成や都心部の通過交通の抑制に資する路線について、優先的な整備を進めていくこととしております (P. 25)。</p>
11	<p>渋滞対策や安全対策として有効と考えられる交差点の人・車・自転車の分離信号を導入してほしい。市内の渋滞で良く見られている状況は、人も車も時間的に集中することにより、右折車線があふれて直進車線が渋滞している。仙台市独自で対策は出来ないだろうが、道路管理者として関係先と粘り強い交渉実現を望む。</p>	<p>渋滞対策や安全対策については、交通管理者である宮城県警をはじめとした関係機関と連携しながら、効果的な対策を進めてまいります (P. 17、P. 26)。また、道路事業の推進にあたっては、関係者と連携を図り、各施策を進めてまいります (P. 38)。</p>
12	<p>仙台市の主要な通りでは長年に亘り道路・公共空間の利活用の社会実験が行われており、去年は国交省の路上空間の飲食利活用についてガイドラインも発表されて実施もしている。魅力的な街を目指すには重要なプログラムであり、是非“仙台方式”なる条例を策定して恒常的な利活用の実現を願う。</p>	<p>主に都市活力を生み出す都心部において、賑わいを創出し回遊性を高めるため、多様な主体との協働による道路空間の利活用や道路空間の再構成を進めてまいります (P. 29～P. 30)。</p>

(5) 基本方針3 持続可能で強靱な都市を支えるみちづくりに関する意見（2件）

No	意見の概要	本市の考え方
13	道路を整備するのであれば、大雨対策という視点でも検討してほしい。下水道体系を見直して、大雨時の1時間に50mmの大雨にも負けない排水能力を持つ下水道システムを念頭に置き、道路事業方針を立ててほしい。役所の中で縦割りではなく、必要な他の部署との横の連携を密にして事業方針を練る姿勢が大事だと考える。	近年の激甚化・頻発化する豪雨に対しては、河川や下水道だけでなく、様々な関係者が一体となった取り組みが必要であり、道路事業においても浸水対策に関する取り組みを進めてまいります（P.33）。
14	青葉神社通りの無電柱化、もしくは、車両の一方通行化を検討してほしい。歩行者及び自転車としては、車両等の邪魔にならないように沿道を通行することはストレスです。自動車からは、歩行者や自転車が危なっかしいのは勿論、車両と対面通行の際は電柱の存在もネックという声がある。朝晩の渋滞が目立つことがあるので、歩行者・自転車・自動車・トラック・地元住民、皆が暮らしやすい通りになればいいと願っている。	本事業方針は、道路事業の基本的な方針を定めるものでございます。なお、安全対策については、地域の実情に応じて生活道路の交通安全対策や歩道整備等を進めていくこととしております（P.16～P.20）。また、無電柱化については、令和2年3月に策定した「仙台市無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化整備の推進や電柱・電線の新設を抑制する取り組みなどを進めていくこととしております（P.34）。

(6) 道路事業の推進に関する施策に関する意見（2件）

No	意見の概要	本市の考え方
15	シンポジウムの開催を提案する。福岡市では「福岡道路整備懇談会」を設置し、道路整備の将来ビジョンなどについて審議している。今回の「仙台市道路事業方針」は仙台市における方針策定だが、市民に広く道路事業の現状や今後の方針について理解を深めてもらうため、方針策定後に、市民や学識経験者などによるシンポジウムを開催してはどうか。	広報・広聴の充実（P.39）において、より効果的でわかりやすい情報発信に努めることとしており、より多くの市民の皆さまにご理解をいただきながら道路事業を進めてまいります。

16	<p>本市の道路をとりまく状況と変化を巨視的・長期的視点で見ると、道路の名前が消え、あるいは新規名称（通称あるいは愛称）の付与が甚だ少ないことに気が付く。行政は管理番号があれば困らないと思うが、市民にとっては不便この上ないのではないだろうか。例えば、道路の不具合を見つけて市の担当部署に通報するとき、交通事故のとき、タクシーを呼ぶときなどに、場所の説明がしにくくて困ってしまう。諸外国では広く道路の名称を利用した住所表示が行われている関係で、道路に名前が付いている。外国人が今後ますます多く訪れたり滞在したりする本市の未来を考えても、道路に名前を付け、適切な表示・標識を整備するという施策は優先課題となるだろう。</p>	<p>広報・広聴の充実（P. 39）において、より効果的でわかりやすい情報発信に努めることとしております。また、市民生活の利便性や市民の皆様の身近な道路への愛着心の向上を図る目的から、地域団体等からの要望を基に選考を行い、道路に愛称を命名したうえで、標識板の設置をしているところです。</p>
----	--	--

(7) その他の意見（1件）

No	意見の概要	本市の考え方
17	<p>私の住む団地は 50 年以上前に土地造成法により開発された。私は世話人として私道の市道編入を市に働きかけ、昨年 12 月に大部分が仙台市道の区域として決定されたが、残り 20 メートル位は編入から除外された。団地の住民は高齢者世帯となり、売却する際は私道のままになっているところは買い手がつかず、道路の名義人が不在地主となった場合、空き家が放置されることにもなる。早急に規則を改正し、残された分も編入できるようにしてほしい。</p>	<p>本事業方針は、道路事業の基本的な方針を定めるものであり、個別の要望を受けものではありませんが、ご意見は関係課と共有いたします。</p>